

認知症勉強会

「認知症の人の思いを聞かせて」

認知症になった方々の思いを伺い、認知症になっても大丈夫な生活を考えてみませんか。



日時 7月26日(月)午後1時30分～3時  
場所 役場3階 第1・2会議室

内容 認知症本人の動画視聴・「認知症とともに生きる希望宣言」紹介等  
対象 認知症本人・家族・テーマに関心がある方などでも 定員 25人

申込 7月1日(木)～21日(水)  
※マスク着用・朝の検温・健康チェック票記入をお願いします。

いきいき健康課高齢支援係

☎ 042(588)5368

大気汚染医療費助成制度



東京都では、都内に引続き1年(3歳未満は6か月)以上住んでいる18歳未満で気管支ぜん息等に罹患しているなど、要件を満たす方に対して、認定疾病にかかる医療費(保険適用後の自己負担分)を助成しています。

子育て福祉課 地域支援係

☎ 042(588)4112

☎ 03(5320)4491  
東京都福祉保健局 環境保健衛生課

糖尿病教室「糖尿病のすべてが学べます」

対象 糖尿病患者の方および糖尿病予備群(家族の方も可)

内容 担当講師(医師・歯科医師・薬剤師・看護師・管理栄養士)の講義

受講方法 7月より毎月1回、講義内容を資料として郵送し受講する形式です。

申込 電話  
(一社)西多摩医師会  
☎ 0428(23)2171



飲食店の皆さん「野菜メニュー」にありませんか?



東京都では都民の健康づくりをサポートする「野菜メニュー店」を募集しています。

野菜を120g以上使ったメニューを提供しているお店が対象です。皆さんのお店のメニューに野菜を120g以上使ったメニューはありませんか?

お客様の健康づくりをサポートするために、是非御協力をお願いします。詳しくはお問い合わせください。

西多摩保健所HP

東京都西多摩保健所

生活環境安全課  
保健栄養担当

☎ 0428(22)6141



安全安心

令和3年度かけこみ110番プレート交換および新規設置していただける方を募集します!

「かけこみ110番」は、危険を感じた子どもたちが、標識のある家に避難し、一時的な保護と警察などへの通報、連絡をすることで、子どもの安全を確保することを目的としています。子どもたちがケガなどをしていた場合でも、その際の責任は問われません。

趣旨をご理解していただき新規設置していただける方、すでに設置されていてプレートの交換をご希望の方は、担当自治会の副校長へ直接連絡をお願いします。

学校名	電話番号	担当自治会
大久野小学校	042(597)0551	11,12,13,15,16,19
大久野中学校	042(597)0352	14,17,18,20,21,22
平井小学校	042(597)0044	1,2,3,4,7
本宿小学校	042(597)0400	5,6,24,25,26
平井中学校	042(597)0021	8,9,10,27,28

「かけこみ110番標識の新規設置・交換申し込み」の件と告げ、①自治会名、②

氏名、③住所、④電話番号をお伝えください。地区担当より標識をお届けします。設置責任者 日の出町自治会長連合会・日の出町小中学校PTA連絡協議会  
問 学校教育課指導・学務係  
☎ 042(588)5649

環境・まちづくり

リサイクル情報交換コーナー

ゆずります

・ダイエットエクササイズマシン

「スイングビート」(ヤーマン社製) 利用したい方は、環境リサイクル係へご連絡ください。掲載品は、持ち主と直接交渉いただきます。※品物のやり取り等に関し町は一切責任を負いません。

問 生活安全安心課 環境リサイクル係  
☎ 042(588)5068

令和3年度 地籍調査の実施



期間 令和4年3月末まで  
時間 午前8時30分～午後6時  
場所 大久野字細尾地区  
立入者 町職員・全国国土調査協会(身分証明書を持っています)  
※関係者に通知を送付します。

問 まちづくり課 都市計画係  
☎ 042(588)5114



# めざせごみゼロ!!

一人ひとりルールを守って  
きれいな町に! ☆

## 事業所ごみの正しい分別を徹底しよう!

事業所ごみの中に町で収集していないごみが多く混入しています。  
事業所ごみの中には未使用の食品が0.3%、資源となる紙ごみが12.0%、石土砂が1%混入されていました。

従業員が食べたお弁当ごみ、メモ等、事業活動で発生したごみは事業所ごみです。

町で収集する事業所ごみは、可燃ごみと不燃ごみが対象です。  
その他のごみは直接収集業者に依頼してください。

また、事業所と住居が併設されている場合には、事業所ごみと家庭ごみはきちんと分けて排出してください。事業所ごみを家庭ごみの袋で排出するのはルール違反です。

事業活動をしているのに、極端に事業ごみが少なく、家庭ごみが多く排出されている場合や、分別が徹底していないごみは回収をお断りする場合があります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「事業所の責務として事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」となっています。



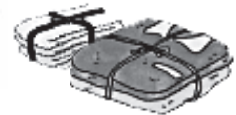
▲事業所ごみ

## 雨の日の資源ごみの出し方

布は直接雨に濡れなくても、湿ってしまふと資源になりません。晴れた日の収集日に出すようにしてください。

紙類も濡れてしまうと資源ごみになりません。どうしても雨の日に出さなければならないときは透明あるいは半透明のビニール袋などに入れて出してください。

※一人ひとりの行動が積み重なれば効果は大きくなります。  
「めざせごみゼロ!!」を合言葉に小さなことから一緒に取り組みましょう!



問 生活安全安心課 環境リサイクル係 ☎ 042(588)5068

申込 電話▼7月1日(木)予定数に達するまで(先着順。手続方法は申し込み後に連絡)  
①電気式生ごみ処理機と②コンポストは購入前に申し込みをしてください(購入後の申請は不可)。③ダンボールコン

配付物	対象者・条件	補助率・限度額	予定数
①家庭用電気式生ごみ処理機	1. 町内在住 2. 3年以内に転出見込みがない方	税込購入金額の75% (限度額2万円)	5基
②コンポスト	3. 租税公課等に滞納・未納がない世帯 4. 使用后、アンケートに回答していただける方	税込購入金額の50% (限度額1,800円)	5基
③ダンボールコンポスト※	過去6年以内に補助を受けていない世帯 役場まで取りに来られる方		10基

※ダンボールコンポストは過去に配布を受けていない世帯が対象です。

ごみの減量と資源化を図るため、家庭用電気式生ごみ処理機等を購入する方に補助金を交付します。また、手軽にできるダンボール製のコンポスト(ダンボールコンポスト)を配布します。

家庭用電気式生ごみ処理機・コンポスト購入費補助およびダンボールコンポストの配布